

白総第 1104 号
平成17年10月21日

白石市教育委員会
委員長 佐藤 尚 様

白石市情報公開・個人情報保護審査会
会長 阿部 純二

白石市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について
(答申)

平成17年7月11日付け、白教委第569号で諮問を受けた異議申立てについては、別紙のとおり答申いたします。

答 申

第1 審査会の結論

白石市教育委員会の決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1. 異議申立人は、白石市個人情報保護条例(平成16年白石市条例第28号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、白石市教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、平成17年6月14日に、「1.白石市 小勤務時期(平成11年度)当時の校長との地方公務員法の嫌疑の出来事の文書及び「2.その当時の校長、教育長報告文書等」について、開示の請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
2. 実施機関は、条例第22条第1項の規定により、本件開示請求に係る公文書等が存在しないとして、個人情報不存在決定(以下「本件処分」という。)を行い、平成17年6月16日、異議申立人に通知した。
3. 異議申立人は、平成17年6月29日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1. 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消しと請求書類の開示を求めるといふものである。
2. 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

異議申立てに関わる処分を取り消し、再度の調査を行い、請求文書の開示を求める。

平成11年5月に、当時の校長に地方公務員法違反であると嫌疑をかけられた事件は実際にあった。

事件後すぐに直接、白石市教育長を訪れ解決を図っていただくようお願いし、その時、教育長に宛てた文書を出している。

また、直接、証拠の会話を聞いていただくために、電話会話記録をテープレコーダーと一緒に持って行った。

その後も、執拗に校長より嫌がらせを受けたので、文書で教育長に善処を願う旨、上申を行っており、その文書は、直接、教育長に提出している。そして、その文書に基づいて事件は善処された。

当時、えん罪であることを法律に基づいて裁いていただくために、弁護士に解決のため介入をしていただいた。また、弁護士には、教育長と相談をしていただき善処に向け努力していただいた。

事件は事実であり、請求者に関わる情報文書がないということは、不可解である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1. 平成11年5月9日にあった当時の校長と異議申立人との間にあったとされる地方公務員法違反の嫌疑の出来事とは、地方公務員法違反で処分されるような事件ではなかった。
2. したがって、本件開示請求にあたる文書等については、作成されてないことから存在しないため、条例第22条第1項の規定により非開示とした。

第5 審査会の判断理由

1. 条例の基本的な考え方について

条例は、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利」を明らかにするとともに、「個人情報の適正な取扱いの確保その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものである。

当審査会は、この理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断するものである。

2. 平成11年5月、異議申立人が当時の校長に地方公務員法違反の嫌疑をかけられたとされる事件について

・当審査会では、本件処分について調査するため、平成17年9月20日に、当時の校長及び教育長から事実確認のため事情聴取を行ったところ、次の事実が認められた。

平成11年5月9日(日)に、教諭(異議申立人)が不登校の児童と親に対する個別指導・相談を行ったことによる事後報告を受けた当時の校長が、休日に個別指導・相談する場合は、事前に上司(校長又は教頭)に相談するよう指導をしたことはあったが、このことは職務上、校長が教諭に対し指導をする範囲内の事柄であり、通常地方公務員法違反で処分されるような事件ではなかった。

翌日の朝、当時の校長は、電話で前日の夜にあった出来事と教諭が教育長のところに辞表を持って行くかもしれないことについて、教育長に報告をしたことはあった。

以上によれば、校長において本件に関し何らかの文書を作成した事実は認められなかった。

3. 異議申立人は、事件後すぐに直接、教育長に宛てた文書を出していること及びその後も執拗に校長より嫌がらせを受けたとして、文書で善処を願う旨の上申書を直接教

育長に提出していることの申立てについて

・市教育長からの事情聴取によれば、次の事実が認められた。

学校関係の文書の取扱いについては、教育長が個人から受け取ることはなく、校長を経由のうえ受理することとしていること。教育長は親展文書の取扱いについては、先ず親展文書の収発簿に記載することになっており、それを受けて県教育委員会に報告する場合には、親展文書の発信番号を付けて送付することとなること。教育長は全く個人的・私的な親展文書については私文書として取扱い、自分自身で判断し廃棄等の私的処理を行っていること。

教育長は以上のルールにより文書の取扱いを行っているが、本件に関して教育長が校長経由の文書を受理した事実または私的な親展文書を受け取った事実は認められなかった。

4．本件開示請求に係る公文書等が存在しないとの決定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定によれば、教職員等が地方公務員法違反で処分される場合の事務手続きは、先ず校長から公文書で「事故報告書」が市教育委員会に提出される。

訓告以下の処分である場合は、市教育委員会で処分することとなり、訓告をこえる処分については、市教育委員会経由で県教育事務所へ「事故報告書」が提出され処分されることとなる。

なお、市教育委員会が処分することとなる場合は、直近の定例教育委員会に諮られることとなる。

よって、平成11年5月9日にあった事件が、地方公務員法に抵触し処分されるような出来事ではなかったため、本件に関わる「事故報告書」は作成されていないことが認められた。更に教育委員会における公文書等の取扱いを考慮すると、本件申立文書は存在しないとした実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

5．結 論

以上のとおり、本件開示請求に係る文書等は作成されなかったと認められるので、実施機関が本件申立文書を不存在とした決定は、妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 7. 11	諮問を受けた。
17. 8. 31 (第1回審査会)	実施機関(市教育委員会学校教育課)から非開示理由等について聴取した。 事案の審査を行った。
17. 9. 20 (第2回審査会)	実施機関関係者(元 小学校校長及び市教育長)の口頭陳述を行った。 事案の審査を行った。
17. 10. 21 (第3回審査会)	事案の審査を行った。

(参 考)

白石市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
阿 部 純 二	東北学院大学法科大学院教授	会 長
上 杉 洋	元白石高等学校校長	
太 田 ヨシ子	白石市行政相談員	
川 村 朗 子	白石市行政相談員	
村 上 敏 郎	弁護士	会長職務代理者

（平成17年10月21日現在）